

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

第4期中期目標

目 次

基本的な考え方	1
I 中期目標の期間	2
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援	2
(1) 技術的課題解決のための技術相談	
(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器利用、依頼試験・分析	
(3) 新事業の創出、新分野進出のための支援	
(4) 生産性向上のためのA I・I o T・ロボット等先端技術の実装支援	
(5) グローバル需要獲得のための支援	
2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発	4
(1) 企業の収益力向上を目指す実用化研究（短期的視点での研究）	
(2) 未来の経済・産業発展に貢献する基盤的研究（中長期的視点での研究）	
(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及	
3 鳥取県で活躍する産業人材の育成	5
4 県内外機関との連携支援体制の構築	5
5 積極的な情報発信、広報活動	6
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項	
1 機動性の高い業務運営	6
2 職員の意欲向上と能力発揮	6
IV 財務内容の改善に関する事項	
1 予算の効率的運用	7
2 自己収入の確保	7
3 提供サービス向上に向けた剩余金の有効活用	7
V その他業務運営に関する重要事項	
1 内部統制システムの構築と適切な運用	7
(1) 法人運営における内部統制の強化	
(2) 法令遵守及び社会貢献	
(3) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	
(4) 労働安全衛生管理の徹底	
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	8
3 災害等緊急事態への対応	8

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月以降、地方独立行政法人として10年以上にわたり、「企業のホームドクター」として活動を継続してきた。その間、平成20年の米国リーマン・ショック後に発生した日本たばこ産業株式会社米子工場の閉鎖、鳥取三洋電機株式会社及び日立金属株式会社鳥取事業所の事業再編など、長きにわたり県内の基幹的製造業としての役割を担ってきた主要企業再編に伴う県内産業構造の転換、さらにはEU経済連携協定やTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結など、県内企業を巡る経済・競争環境が大きく変化する中にあって、県内唯一の工業系試験研究機関としての役割及び使命を認識した上で、継続的に県内企業ニーズの把握、及びセンターが提供すべき支援機能の充実、発揮に努めてきた。

特に第3期中期目標期間（平成27～30年度）においては、積極的な企業訪問によりセンター利用企業数も着実に増加しつつあり、多くの県内企業の研究・製品開発のサポートにつなげている。また、IoT（※）技術導入や次世代デバイス開発など企業ニーズが高まりつつある成長分野に対応した人材育成事業を展開するとともに、機動性高いプロジェクト型研究会（企業とともに実証試験や試作等を重ねる研究会をいう。以下同じ。）の導入など、企業ニーズに沿った新たな取組も進みつつある。結果として県内企業への技術移転件数が大幅に増加するなど、県内企業の技術力向上や利益確保に貢献してきたところである。

（第3期中期目標期間における主な成果）

- 小規模事業者との取引関係に強みを有する県内3信用金庫と連携協定を締結し、これまでセンター利用がなかった企業に対し合同企業訪問を行うなどしながら、利用促進を図ったこと等により、センター利用企業が大きく増加した。（小規模事業者の登録数は197社に増加、機器利用等件数は第2期中期目標期間（平成23～26年度）比1.4倍に増加）
- プロジェクト型研究会（医療機器、素材、食品開発等）の設置・運営により、技術移転件数が増加した。（センターが定めた目標指標比1.5倍、知的財産出願件数の増）
- オーダーメイド型研修などの人材育成メニューを拡充し、参加者数が第2期比の2倍に増加した。
- 外部資金獲得により、自己収入額が第2期比で10%増加した。
- 関東圏域外公設試験研究機関では唯一となる広域首都圏輸出製品技術支援センターとの連携体制確保により、県内企業の製造品海外認証規格支援を開始し、火災検出器の海外認証規格について県外専門家から支援を受けるなど、海外販路拡大に貢献した。

しかしながら、課題もある。第4次産業革命進展に伴うパラダイムシフトを背景に、県内企業においても、IoT・AI（※）・ロボット等の技術導入による生産性向上を図る動きやニーズが活発化していることから、当該技術の実装及び人材育成支援に向け、更なる拠点機能の整備・発揮が求められる。加えて、県内企業を巡る技術進化が加速していることと併せ、国際経済状況も大きく変動しつつあり、自前主義によるサービス提供には自ずと限界があることから、県内外関係支援機関とのより一層の機能連携を図りながら、センターによる提供サービスの質をさらに高めていく必要がある。

また、県内有効求人倍率の上昇（平成26年平均：1.09倍→平成30年9月：1.64倍）や全国的な高齢化・人口減に伴う生産年齢人口減少を背景として、県内企業が直面する「人手不足・人材不足の深刻化」などの経営課題も、現実問題として強く頭在化しつつある。このような中、県内GDP（県内総生産）の2兆円達成（平成32年度目標）への道筋を確かなものとすべく、平成30年3月に鳥取県経済成長創造戦略を策定したところであり、鳥取大学発の世界的技術「染色体工学技術」等を活用したバイオ関連産業、グローバル市場展開への期待も高まる県内の農林水産資源関連ビジネ

スなどの戦略的推進分野に加え、成長3分野（自動車・航空機・医療機器）など、これまで官民一丸となって築き上げてきた成長の萌芽を、研究開発や人材育成等を通じながら付加価値に転換していくことが不可欠である。

このようなことから、第4期中期目標期間においては、これまで同様に「企業のホームドクター」としての機能充実、発揮に努めるとともに、特に以下の点に留意しながら、各種取組を推進していくことを求める。

- ・鳥取県経済成長創造戦略をはじめとする県施策推進に積極的に貢献すること
- ・IoT・AI・ロボット等先端技術（第4次産業革命関連技術）の実装支援機能を整え、県内企業の生産性向上に貢献すること
- ・各種サービス（技術支援、研究開発、人材育成）提供に際しては、センターが主体性を発揮しながら県内外の関係支援機関との機能連携を図った上で、具体的な支援を行うこと

さらに、理事長のリーダーシップのもと、県内企業ニーズを機敏に捉えつつ柔軟かつダイナミックな組織・事業運営に取り組むなど、地方独立行政法人としての機能を最大限活用しながら県内企業の技術力向上、利益確保に貢献することを強く期待して、次のとおり第4期中期目標を定める。

なお、本中期目標規定項目の着実な遂行、達成に向け、PDCAサイクル（※）を有効に機能させるため、KPI（重要業績評価指標）を併せて定めることとし、センターは中期計画（※）の中でKPI毎の目指すべき指標水準を設定しなければならない。その際、以下のKPI設定意図をよく踏まえ、適切な指標水準を設定するとともに、その達成に努めなければならない。

- ・KPIは数字を追うことが狙いではなく、達成による成果発現を期待するものであること
- ・過去のセンター実績数値にこだわることなく、同様な活動を行う他法人の実績等も踏まえ、適切な指標水準を設定すること
- ・本中期目標で設定したKPIに加え、センター独自でのKPIを追加設定することも可能であること

（※）「IoT」：「Internet of Things」の略であり、世の中の様々な物体（モノ）に通信機能を持たせることにより、離れた“モノ”的状態を知り操作することのできる技術

（※）「AI」：「Artificial Intelligence」の略であり、人間の知的能力をコンピューター上で実現する技術

（※）「PDCAサイクル」：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、事業・経営管理などの業務を継続的に改善していく手法

（※）「中期計画」：県が定めた中期目標に従い、センターが策定する中期目標期間における事業計画

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間とすること。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援

県内産業の発展には、中小製造業の技術力の向上、品質の信頼性の確保、新たな技術開発への挑戦といった産業活力が大きな力となる。これらを実現するため、県内企業が抱える技術的な課題を最大限に解決していくための技術支援体制を強化し、利用企業の満足度向上に向けた各種取組を推

進すること。

【KP I①】企業訪問件数

積極的な企業訪問を通じ、利用企業（新規利用を含む。）の裾野拡大を図るとともに、企業現場ニーズの把握と課題解決等を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。

なお、訪問意図（新規利用企業開拓、企業の課題解決等）を明確化した訪問件数を評価対象とするものであることに留意すること。

【KP I②】センター利用企業の満足度

技術相談や依頼試験等サービスに係る満足度を把握し、企業ニーズに応えるサービスの改善、提供を行っていくことが重要であることから、本指標を設定する。

なお、課題解決内容など「満足」とする内容を明確化しながら、利用企業から意見を伺うよう留意すること。

（1）技術的課題解決のための技術相談

県内企業が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に行なうことができる体制を整え、適切なアドバイスや情報提供等を行うこと。そのため、センター職員による対応に加え、関連する支援機関や大学等との連携も十分活用しながら、技術課題へのきめ細かな対応力を強化すること。

また、積極的な企業訪問により県内企業が抱える技術課題を把握するとともに、新たな利用企業を開拓するなど利用企業の裾野拡大を図ること。

（2）製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器利用、依頼試験・分析

中小企業、特に小規模事業者においては、より厳しい品質基準や高性能化等に対応した機器や人材を確保することが困難であることから、これらに対応する試験・分析機器の計画的な整備、提供する試験・分析メニューの充実、サービス提供時間や手続等の継続的な改善など、効率的な支援体制を整備するとともに、技術支援内容の質的向上を図ること。

そのため、常に利用状況や企業ニーズを把握し、必要な機器、試験・分析メニューを維持、追加するとともに、老朽化した機器設備の更新、稼働率の低い機器設備の処分等もその必要性を検討の上、適切に実施すること。

また、センターが地方独立行政法人として発足して以降、機器利用等に係る支援件数は増加傾向にあるが、センターにおける技術スタッフの配置や他の技術支援機関との連携などを組み合わせながら、引き続き効率的かつ効果的な支援に取り組むこと。

（3）新事業の創出、新分野進出のための支援

新規事業の立ち上げ又は新製品開発を目指す県内企業等に、インキュベーション（※）施設などの研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施すること。

また、関係機関と連携し、関連する市場動向や販路などの情報提供を含めた総合的な支援にも取り組むこと。

（※）「インキュベーション」：設立して間もない新企業に公的機関等が経営技術、資金や人材など提供しながら、育成すること

（4）生産性向上のためのI o T・A I・ロボット等先端技術の実装支援

県内企業ニーズが高まっているI o T・A I・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、とつりI o T推進ラボ（※）や県内外関係機関と連携しながら、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、拠点機能の発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。

(※)「とっとりIoT推進ラボ」：地域課題の解決及び地域産業の生産性向上に向けたIoTプロジェクトを支援するため、経済産業省から地域選定を受け、平成29年11月に設立した組織である。平成30年10月現在、85団体・企業が参画している。

(5) グローバル需要獲得のための支援

海外市場展開を目指す業種や企業が増加しつつあることから、県内企業のグローバル需要獲得ひいては収益力向上を図るため、情報収集や県内企業への情報発信を行うこと。

また、引き続きHACCP(※)等の食品認証取得支援に取り組むほか、EMC(※)関連規格やCEマーク(※)等製造品国際規格認証の取得支援についても、第3期中期目標期間において連携体制を構築した広域首都圏輸出製品技術支援センターに加え、独立行政法人日本貿易振興機構等の県内外関係機関と連携して取り組むこと。

(※)「HACCP」：「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品の製造工程における国際的な品質管理システム

(※)「EMC」：「Electro-Magnetic Compatibility(電磁両立性)」の略であり、複数の電気・電子機器が同じ電磁的環境に混在しているとき、お互いに悪影響を及ぼさずに正常な動作を行うための機能

(※)「CEマーク」：「Conformite Europeenne」の略であり、販売・流通する工業製品がEU加盟国の安全基準を満たしていることを示すマーク

2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発

【KP I③】技術移転件数

【KP I④】知的財産権の出願件数及び実施許諾件数

企業収益確保につながる研究開発を行い、その成果を実用化するとともに、成果の権利保護を図っていくことも重要であることから、本指標を設定する。

【KP I⑤】研究開発プロジェクト件数（取組件数、うち独自技術確立件数）

企業への技術移転はもとより、より経済効果の高い研究成果を創出していくためにも、企業等関係機関とともに取り組む研究開発プロジェクト（大型プロジェクト、共同研究、受託研究）を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。

(1) 企業の収益力向上を目指す実用化研究（短期的視点での研究）

実用化研究の推進に際しては、企業ニーズや国・県等の施策、市場動向を的確に把握し、県内企業への短期的な技術移転と実用化に加え、企業の収益確保を常に意識しながら、各種取組を推進すること。

その際、センター単独での実施が困難な研究や研究成果の実用化等については、強みと意欲を有する県内企業、大学、農林水産系公設試験研究機関等と連携しながらプロジェクト型の共同研究として積極的に取り組むとともに、共同研究の実施に当たっては、センターがリーダーシップを発揮しながらプロジェクトをけん引すること。

また、企業等から要請のあった技術開発については、センターが取り組むことによって開発に向けた課題の解決が促進され、関係企業のみならず県内産業界に広く受益が及ぶものについて、受託研究として取り組むこと。

さらに、研究テーマの設定に際しては、企業ニーズに応じた内容とともに、鳥取県経済成長創造戦略において位置づけた戦略的推進分野に加え、EV・自動運転支援システム等の次世代自動車技術や、精密加工技術等を有した県内製造業による医療機器開発などの成長3分野（自動車・航空機・医療機器）、豊富な農林水産資源を活用した高付加価値な食品開発分野、さらにはIoT・AI技術導入による生産性向上を目指した取組など、県内企業の競争力強化及び新たな事業展開に結びつく研究テーマを積極的に設定すること。加えて、県内の重要な基盤的産業である電機・電子、機械・金属分野等の高度化、グローバル需要の獲得、さらには地域の強みを活かしながら新事業創出を目指した研究にも取り組むこと。

なお、研究推進に際しては、研究テーマの設定から研究成果に関する事後評価まで、外部専門家の意見も取り入れながらPDCAサイクルを回していくこと。その際、市場動向や今後の県内産業界の動向、さらには技術移転の可能性についても考慮した上で、研究テーマ及び研究継続の決定や、必要な研究費の配分等を行うこと。加えて、得られた研究成果は関係者に広く周知し、研究成果の普及と技術移転を推進すること。

(2) 未来の経済・産業発展に貢献する基盤的研究（中長期的視点での研究）

新産業創出を目指したシーズ開発、今後成長が見込まれるもの県内企業による独自の取組が困難と考えられる技術分野など、中長期的な視点での戦略的かつ基盤的な研究開発（以下「基盤的研究」という。）について、将来的な国内外の経済・産業動向や県内の技術動向などをよく見据えながら、各種取組を推進するとともに、鳥取県経済成長創造戦略など県や国の政策動向をよく考慮した上で、研究テーマ設定を行うこと。

また、基盤的研究によって得られたシーズや成果については、高付加価値な製品開発や新事業・新産業創出に向け、県内企業への技術移転を前提とした実用化研究へと発展させること。

なお、基盤的研究の推進に際しては、競争的資金等の外部資金を積極的に活用すること。

(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及

研究手段階から知的財産権の取得、及び県内企業への実施許諾を行うことを強く意識しながら研究に取り組み、その成果により取得した知的財産権を積極的に公開し技術移転を進めるなど、効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。

なお、知的財産権の取得に当たっては、弁理士等の知的財産専門家を活用して新規性や活用の見込みについて十分検討するとともに、成果の普及においても関係機関と十分連携して取り組むこと。

3 鳥取県で活躍する産業人材の育成

【KP1⑥】人材育成メニューの充実（参画企業数、参画者数、育成者数）

県内企業の課題解決を図るには、企業ニーズに応えるきめ細かな人材育成メニューを提供し、高度産業人材をより多く輩出していくことが重要であることから、本指標を設定する。

企業ニーズの高いオーダーメイド型人材育成メニューの提供など、これまでに培ってきた産業人材育成のノウハウを活かしながら、引き続き積極的に企業内人材等を受け入れるとともに、県内もののづくりの現場において研究開発力や製造技術・商品化手法等の技術力を高め、あらゆる課題解決に積極的に取り組むことができる高度産業人材育成に取り組むこと。

4 県内外機関との連携支援体制の構築

【KP1⑦】県内外機関との連携支援プロジェクト件数（センターが主体的に組成するもの）

提供サービスの質的向上を図るために、センター単独によらず、強みを有する県内外関係機関と連携しながら支援活動を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。

企業の技術開発や事業化を目指した取組を強力に支援するため、自前主義によるサービス提供だけによることなく、公益財団法人鳥取県産業振興機構などの産業支援機関、国立大学法人鳥取大学などの学術機関、金融機関などの県内機関はもとより、国立研究開発法人産業技術総合研究所や他県公設試験研究機関などの県外機関とも迅速かつ緊密に連携し、センターによる提供サービスの質的向上をより一層図ること。

その際、企業現場の課題を共有し解決策を提供するため、センターが主体性を發揮しながら、関係機関との連携支援体制を構築すること。

5 積極的な情報発信、広報活動

県内企業の技術開発及び生産活動を支援するため、ホームページや各種広報媒体を活用するとともに、講習会やセミナー、研究発表会等の開催を通じて、センターの技術的知見や最新の技術情報等について、積極的かつ効果的に情報発信すること。

また、これまでセンターの利用実績がない企業等へのPRに加え、他機関と連携した情報発信など、効果的な手法を活用しながら利用企業の増加に努め、センターの利用拡大を図ること。

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 機動性の高い業務運営

理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動性の高い業務運営を行うこと。そのためには、社会情勢や企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に応じて絶えず点検・見直しを行い、質の高い的確なサービスを県内企業へ提供できる運営体制とすること。

職員の配置に際しては、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、中長期的な視点に基づいた職員採用に努めるとともに、県内産業界の状況に対応した組織・職員配置を的確に行うこと。

その際、必要に応じて技術スタッフを配置するほか、センター職員も自前主義に陥ることなく、任期付職員の採用、企業からの研究員派遣、クロスアポイントメント制度(※)の活用など、県内外の支援機関や企業等から迅速に技術支援・人材確保を図っていく取組を推進すること。

さらに、センターが取り組む目標や責務について、職員の共通認識を図るとともに、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化についても徹底すること。

このような業務運営による実績は、センター評価委員会(※)意見を踏まえ知事が評価し、その評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映させること。

(※)「クロスアポイントメント制度」:研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発等に従事することを可能にする制度

(※)「センター評価委員会」:地方独立行政法人法の規定に基づき、知事の附属機関として設置されるものであり、センターの業務実績評価案について意見を述べる等の役割を有している

2 職員の意欲向上と能力発揮

県内企業の技術的課題の解決、技術移転を意識した研究開発の推進を行う人材の育成を継続的に行うとともに、関係機関と連携したプロジェクト実施に際しては、センターが主体性をもって時代の変化に的確に対応した研究活動・支援活動を推進するため、センター内におけるコーディネート型人材・プロデュース型人材の育成に取り組むこと。

その際、職員の能力や志向等踏まえながら、国立研究開発法人産業技術総合研究所や大学など研究開発機関や学術機関等への職員派遣など、多様な人事交流制度を活用すること。

また、客觀性・透明性の高い職員評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、昇進、職員配置等に反映させ、継続的に職員のレベルアップに繋げること。

IV 財務内容の改善に関する事項

【KPI⑧】外部資金の新規獲得件数

財務の安定化に加え、研究開発資金や企業ニーズの高い機器設備の整備など、提供サービスの質的向上に向け、外部資金を積極的に獲得していくことが重要であることから、本指標を設定する。

1 予算の効率的運用

運営費交付金（県から毎年度センターへ交付）を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示す基準に沿って、毎事業年度において経費抑制を行うとともに、事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常に実施すること。

また、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。

なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

2 自己収入の確保

県内企業等の機器利用や依頼試験への積極的な対応や、知的財産権の効果的な取得・活用によって実施許諾を推進するとともに、企業や大学等との共同研究等による競争的資金等外部資金の積極的な獲得に努め、運営費交付金以外の収入を確保すること。

なお、知的財産権の実施許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。

3 提供サービス向上に向けた剩余金の有効活用

経営努力により生じた剩余金については、研究開発の推進、機器・設備の充実等によって提供するサービスの質的向上を図るため、計画的かつ有効に活用すること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制システムの構築と適切な運用

(1) 法人運営における内部統制の強化

理事長のリーダーシップのもと、地方独立行政法人法に規定された内部統制（平成30年4月1日改正法施行により規定）の推進及び充実を図るとともに、センター内での業務・組織運営に係るPDCAサイクルを徹底すること。

(2) 法令遵守及び社会貢献

法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。特に、研究成果やデータ等の不正を惹き起こさない環境づくりに努め、公設試験研究機関としての対外的な信頼性を確保すること。

また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加などの社会貢献に取り組むとともに、関係法令の規定に基づき、障がい者や高年齢者など、多様な人材確保と活用を図ること。

(3) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談や研究等の依頼など職務上知り得た情報について守秘義務を徹底すること。特に、企業が有する独自技術やノウハウについては、その取扱いを慎重に行うこと。

また、電子媒体等による情報管理についても、職員への教育を徹底し、漏洩防止に万全を期すること。

情報公開関連法令等の規定に基づく事業内容や組織運営状況等の情報公開についても、適切に実施すること。

(4) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。

さらに、産業医による職場巡視や職員のメンタルヘルスケアの推進等、働きやすい環境づくりに向け、継続的に職場環境の改善に取り組むこと。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギー・リサイクルの促進に努め、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。

3 災害等緊急事態への対応

地震、風水害等の災害や事故等の緊急事態が発生した場合のリスクを最小限とするため、BCP(事業継続計画)を策定すること。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任者を明確化するとともに、定期的に訓練を実施すること。

条 例 名 等	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、センターの中期目標を定めようとするものである。</p> <p>（※地方独立行政法人法に規定される中期目標制度の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標は、法人が計画を作成する際の指針として設立団体の長（知事）が定めることとされており、制定に際しては、評価委員会から意見を聴取するとともに、議会の議決を経て定める。変更の場合も同様である。 ・中期目標制定後の流れは、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ①センターは、県が指示する中期目標の達成に向けた計画（中期計画）を作成する ②県は、評価委員会の意見を聴取した上で中期計画を認可する <p>2 中期目標の概要</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①引き続き、センターは「企業のホームドクター」としての機能充実、発揮に努めること ②センターは鳥取県経済成長創造戦略をはじめとする県推進施策に積極的に貢献すること ③今期中期目標期間終了時見込評価（平成30年9月定例県議会報告）に位置づけた課題、改善事項に対応すること <p>（※）今期のセンター中期目標の設定期間：H27.4.1～H31.3.31（4年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ④中期目標の達成に向けた検証サイクルを有効に機能させるため、KPI（重要業績評価指標）を設定すること <p>(2) 中期目標の期間 平成31年4月1日～平成35年3月31日（4年間）</p> <p>(3) 規定項目 （※以下の下線部分は新たに規定した主な項目・内容）</p> <p>I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 <ul style="list-style-type: none"> ・技術的課題解決のための技術相談 ・製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器利用、依頼試験・分析 ・新事業の創出、新分野進出のための支援 ・生産性向上のためのIoT・AI・ロボット等先端技術の実装支援 ・グローバル需要獲得のための支援（HACCP、EMC等国際規格認証取得支援） ②鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の収益力向上を目指す実用化研究（短期的視点での研究） ・未来の経済・産業発展に貢献する基盤的研究（中長期的視点での研究） ・知的財産権の積極的な取得と成果の普及 ③鳥取県で活躍する産業人材の育成 ④県内外機関との連携支援体制の構築（県内機関、（国研）産業技術総合研究所等県外機関との連携） ⑤積極的な情報発信、広報活動 <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機動性の高い業務運営（任期付、クロスアポイントメント制度活用等、多様な人材確保） ②職員の意欲向上と能力発揮（センターにおけるコーディネート型・プロデューサー型人材の育成） <p>III 財務内容の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予算の効率的運用 ②自己収入の確保 ③提供サービス向上に向けた剩余金の有効活用（老朽化した施設・機材の計画的更新、企業ニーズの高い機器整備） <p>IV その他業務運営に関する重要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①内部統制システムの構築と適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ・法人運営における内部統制の強化（地方独立行政法人改正法に対応した内部統制の推進） ・法令遵守及び社会貢献 ・情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 ・労働安全衛生管理の徹底（職員のメンタルヘルスケアの推進） ②環境負荷の低減と環境保全の促進 ③災害等緊急事態への対応（BCP（事業継続計画）策定等）

- (※)「IoT」:「Internet of Things」の略であり、世の中の様々な物体(モノ)に通信機能を持たせることにより、離れた“モノ”的状態を知り操作することのできる技術
- (※)「AI」:「Artificial Intelligence」の略であり、人間の知的能力をコンピューター上で実現する技術
- (※)「HACCP」:「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品の製造工程における国際的な品質管理システム
- (※)「EMC」:「Electro-Magnetic Compatibility(電磁両立性)」の略であり、複数の電気・電子機器が同じ電磁的環境に混在しているとき、お互いに悪影響を及ぼさずに正常な動作を行うための機能
- (※)「クロスアボイントメント」:研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発等に従事することを可能にする制度

(4) 設定 KPI

中期目標では以下 8 項目を KPI として設定する。KPI 毎の指標水準（目標とする数値）についてはセンターが中期計画の中で設定し、各 KPI の達成状況や取組状況などを踏まえながら、県は毎年度のセンター業務実績評価を行う。

- | | | |
|---------------------------------------|---------------|---------|
| ①企業訪問件数 | ②センター利用企業の満足度 | ③技術移転件数 |
| ④知的財産権の出願件数及び実施許諾件数 | | |
| ⑤研究開発プロジェクト件数（取組件数、うち独自技術確立件数） | | |
| ⑥人材育成メニューの充実（参画企業数・参画者数、育成者数） | | |
| ⑦県内外機関との連携支援プロジェクト件数（センターが主体的に組成するもの） | | |
| ⑧外部資金の新規獲得件数 | | |

【参考 1／今期中期目標期間終了時見込評価に位置づけた課題、改善事項】

(※平成30年9月定例県議会報告資料より、以下抜粋)

○今後の課題（次期中期目標期間にセンターが取り組むべき主な方向性）

- ・ 県内企業ニーズが高まっている IoT・AI・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、拠点機能の発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。
- ・ センターが提供するサービス向上をより一層図っていくため、センター内人材も自前主義に陥ることなく、クロスアボイントメント制度の活用など、県内外の支援機関や企業等から技術支援・人材確保を図っていく取組の推進を期待する。
- ・ 海外市場展開を目指す業種や企業も増加しつつあり、各種製造品国際規格認証の取得支援についても機能強化を図ること。

【参考 2／今期中期目標期間における主な成果】

- 小規模事業者との取引関係に強みを有する県内 3 信用金庫と連携協定を締結し、これまでセンター利用がなかった事業者に対し合同企業訪問を行うなどしながら、利用促進を図ったこと等により利用企業が大幅増加した。
(→小規模事業者の登録数は197社に増加、機器利用等件数は前期比1.4倍)
- プロジェクト型研究会（医療機器、素形材、食品開発等）の設置・運営等により、技術移転件数が増加した。
(→目標指標比1.5倍、知的財産出願件数の増)
- オーダーメイド型研修などの人材育成メニューを拡充し、参加者数が大幅増加した。
(→参加者数は前期比2倍)
- 外部資金獲得により自己収入額確保に努め、財務内容が改善した。
(→自己収入額前期比10%増)
- 広域首都圏輸出製品技術支援センターとの連携体制確保（関東圏域外公設試験研究機関では唯一）により、県内企業の製造品海外認証規格支援を開始した。
(→火災検出器の海外認証規格について県外専門家から支援を受け海外販路拡大に貢献 等)

(地域未来オンライン・プラットフォーム構築事業)
中国・四国地方の公設試初となるロボット等実装支援拠点の整備

【申請概要】

補助申請者名	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 理事長 福岡悟
所在地	鳥取県鳥取市若葉台南7丁目1-1
設置場所	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター 機械素材研究所 (鳥取県米子市日下1247)
補助事業に要する経費	99,979,090円
事業名	AI・IoT・ロボット導入実証支援プラットフォーム構築事業
導入機器	産業用ロボット（AI・IoT・ロボット実装支援拠点整備）
補助事業の概要	産業技術センター内に、ロボット導入やAI・IoT技術等を活用したスマート工場化の技術的検証が可能な「AI・IoT・ロボット実装支援拠点（目的に応じた複数の産業用ロボット機器を導入）」を整備する。導入機器を活用して、ロボット技術等に係わる企業人材の育成を行うとともに、企業の技術的検証実験のために機器開放する。また、県内外の行政機関、支援機関、金融機関、人材育成機関等の関係機関との連携体制をさらに強化し、企業が行うAI・IoT・ロボット導入促進のための実装支援プラットフォームを構築する。

AI・IoT・ロボット導入実証支援プラットフォーム構築事業

■背景（産業構造の変化・大手企業依存から変遷）■

- 平成19年前後に、鳥取電機、日立金属、日立電機製造(富士電機)、日本たばこ産業の事業所閉鎖、撤退、海外移転により、協力企業にも影響して製造品出荷額が大幅に減少。
- 大手企業を支えてきた電子・機械・金属関連企業 ➡ 自動車、航空機、医療機器等成長分野に参入経済状況は改善傾向、電子・機械・金属・機械・金属関連の製造品出荷額割合は全体の4.9%を占める。

【電子・機械・金属関連企業の形態】

・300名以下の中小企業が99.9%
(10~50名の小規模が最多)

・多品種少量生産

・小ロット生産を数多く受注

■直面している課題■

- ・製造工程変更をいかに迅速に行うか
- ・メンテナンス/修理を社内で行う体制
- ・効率的な人員配置/スケジュール管理
- ・製造設備等に多額のコストがかけられない
- ・危機的な人手不足

【目指すべき製造工程】

工夫により
低コストで構築

- 人手による検査をAI化
(勘と経験を数値化し信頼性向上)
- 人手による生産管理をデジタル化
(IoT化により生産スケジュールを一元管理)
- 工程自動化、工程変更のシステム化
(従来にはない発想と最新技術で自動化)
- 組立工程の一部をロボット化・協働化
(ボトルネックを改善)

※工場全体のスマート化は将来的な課題

導入事例・成功事例を積み重ねて多くの企業に波及（将来的には食品業界も検討）

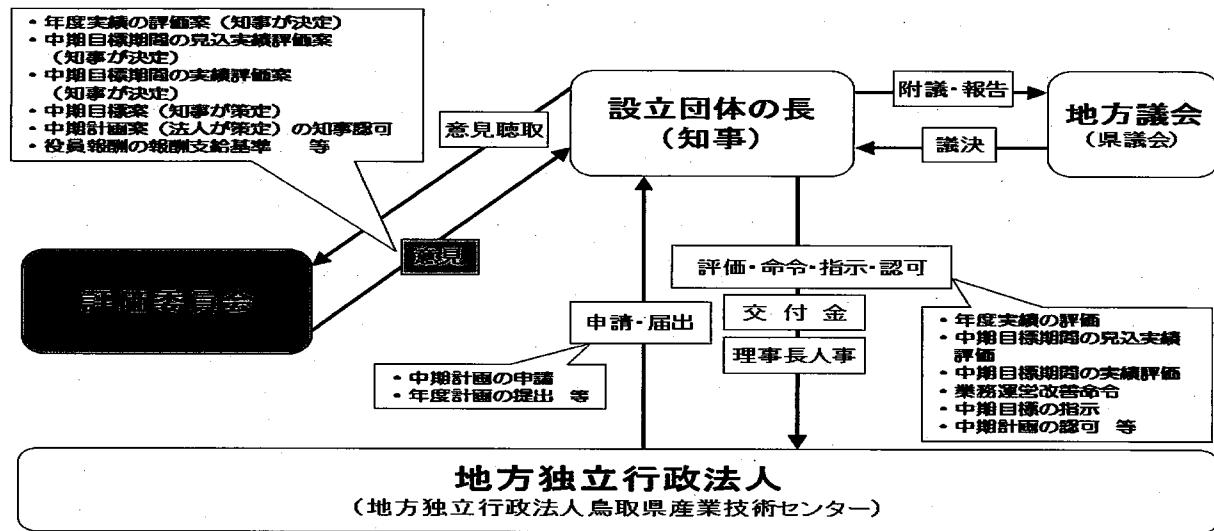
■AI・IoT・ロボット導入の検証環境を提供

- AI・IoT・ロボット実装支援拠点の整備・活用（ロボット等導入の検証環境を提供）
- 鳥取県産業技術センターの共通要素技術に関する研究成果を技術移転（ヒアリング結果を基に課題分析し、AI画像処理、ピッキング等の共通要素技術を抽出）
- 企業内で中心的な役割を担う企業人材の育成（人材育成研修を実施）

地方独立行政法人制度について

1 地方独立行政法人とは

3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行し、遂行状況を第三者機関である評価委員会の意見を聴取し設立団体の長が評価・改善命令するとともに、中期目標期間終了時の見込み業務実績への評価を踏まえ、組織・業務の全般的な見直しを行う、PDCAサイクルに基づき、自主的に事業を実施する法人である。



2 地方独立行政法人の対象業務

○地方独立行政法人に関する基本的考え方 (地独法法第2条)

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること。

○対象範囲 (地独法法第21条)

- ①試験研究機関
- ②公立大学の設置管理
- ③地方公営事業 (病院、水道、電気等)
- ④社会福祉事業
- ⑤申請等関係事務処理 (転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる「窓口関連業務」)
- ⑥公共的な施設の設置管理 (介護老人保健施設、会議場・展示等施設、博物館、美術館等)

3 地方独立行政法人の職員身分の類型 (地独法法第2条)

公務員型 (特定地方独立行政法人) (鳥取県、岩手県、山口県など)

業務の停滞が住民生活等に支障又は業務への中立・公正性を要件として、役員及び職員に地方公務員の身分を付与。

非公務員型 (一般地方独立行政法人) (東京都、北海道、青森県、大阪府、大阪市、京都市など)

公立大学のほか、上記以外の地方独立行政法人。

4 鳥取県産業技術センターの概要

- (1) 設立日 平成19年4月1日
- (2) 組織体制
 - (鳥取施設) 本部、電子・有機素材研究所
 - (米子施設) 機械素材研究所
 - (境港施設) 食品開発研究所
- (3) 役職員数 (現員)
 - 役員 5名 …理事長1(常勤)、理事3(常勤2、非常勤1)、監事1(非常勤)
 - 職員 50名

※交付金算定上の役職員定数… 役員6名、職員52名 (計 58名)

関係法令

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第3条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経済の情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項（第五十六条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

（2）第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

（3）第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

（4）第一百八条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

（5）第一百十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

（6）その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(4の2) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

(1) 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

(2) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

(3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

(評価の結果の取扱い等)

第29条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第30条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聽かなければならぬ。
 - 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参照し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の入件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

○鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）（抄）

（委員会の所掌事務）

第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、同条第2項第6号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。

- (1) 法第26条第1項の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。
- (2) 法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。
- (3) 法第28条第1項第3号の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。